

J-クレジット制度
排出削減プロジェクト・
森林管理プロジェクト
妥当性確認報告書

プロジェクトの名称：北海道士別市 生ごみ等のバイオマス資源
堆肥化による温室効果ガス排出削減プロジェクト

妥当性確認 機関名	株式会社トーマツ審査評価機構
--------------	----------------

発行日 2014年11月26日

1 妥当性確認機関の情報

※ 本項目は、J-クレジット制度認証委員会資料として使用されます。

※ 「判断の根拠」に関する項目については、根拠としたプロジェクト計画書等の章番号、該当頁等を記載するとともにその妥当性について記載すること。（以下、本文書を通じて同様）

機関名称	株式会社トーマツ審査評価機構
担当部署名	GHG チーム
プロジェクトの関係者との利害 抵触	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし
判断の根拠	株式会社トーマツ審査評価機構（以下「当社」という。）は、当社の 検証マニュアル・規程に則り、利害抵触可能性の分析を行った。そ の結果、本プロジェクトに係る審査チームの責任者、リーダー、メ ンバー、レビュアーについて、プロジェクト関係者に関する一定以 上の金融資産の保有、取締役／役員等の兼務、近親者（経営陣）及 び当会社との経済取引、親密なビジネス関係、GHGに係るコンサル ティングサービスの提供は近年無い。

2 プロジェクト実施者の情報

※ 本項目は、J-クレジット制度認証委員会資料として使用されます。

プロジェクト代表実施者 ※プログラム型プロジェクトの場合、「プログラム型運営・管理者」を記載すること。	士別市
プロジェクト実施者（代表者以外） ※プログラム型プロジェクトの場合、「削減活動の実施者」を記載すること。	無し
低炭素社会実行計画への参加実態 ※すべてのプロジェクト実施者についてプロジェクト計画書の記載内容と実態が整合しているかを確認すること	<input type="checkbox"/> 整合している <input type="checkbox"/> 整合していない <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
温対法特定排出者 ※すべてのプロジェクト実施者についてプロジェクト計画書の記載内容と実態が整合しているかを確認すること	<input type="checkbox"/> 整合している <input type="checkbox"/> 整合していない <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
省エネ法報告対象者 ※すべてのプロジェクト実施者についてプロジェクト計画書の記載内容と実態が整合しているかを確認すること	<input type="checkbox"/> 整合している <input type="checkbox"/> 整合していない <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし

3 妥当性確認結果（総括）

※ 本項目は、J-クレジット制度認証委員会資料として使用されます。

妥当性確認実施期間		□プロジェクトの実施前 ■プロジェクトの実施後
プロジェクト名		北海道士別市 生ごみ等のバイオマス資源堆肥化による温室効果ガス排出削減プロジェクト
認証予定期間 ※実施要綱に定められた認証対象期間内に設定されていることを確認して記載すること。		2014年12月1日 ～ 2021年3月31日
適用方法論	方法論番号	WA-002 Ver.1.0
	方法論名称	食品廃棄物の埋立から堆肥化への処分方法の変更
想定排出削減量・想定吸収量	認証予定期間の合計値	489 t-CO ₂
プロジェクト実施者と合意した妥当性確認の前提	妥当性確認の基準 ※適用した制度書類のバージョンを記載すること	国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収認証制度 実施要綱 Ver. 2.0 実施規程（プロジェクト実施者向け） Ver. 2.1 実施規程（審査機関向け） Ver. 1.1 モニタリング・算定規程（排出削減プロジェクト用） Ver. 2.0 モニタリング・算定規程（排出削減プロジェクト用別冊） Ver. 1.0
	目的 ※プロジェクトの実施によって、プロジェクト計画書に記載された削減量・吸収量が実際に生じる見込みに対する評価を行うことも目的に含めて記載すること	J-クレジット制度に基づき、プロジェクト代表実施者である士別市が作成したプロジェクト計画書（プロジェクト登録申請日：2014年11月26日）及びプロジェクト計画書別紙の記載内容について妥当性確認を行った。上記の妥当性確認の基準及び適用方法論に従ってプロジェクト計画書を作成する責任はプロジェクト代表実施者にあり、当社の責任は、独立の立場からプロジェクト計画書に対する結論を表明することにある。 妥当性確認は、以下の評価も含んでいる。 ・実施要綱等に係るプロジェクト代表実施者の利用状況における適切性の評価 ・用いられた算定方法の適切性及びプロジェクト代表実施者の行う見積りの合理性についての評価 ・プロジェクト計画書に記載された温室効果ガス排出削減量情報の表示の評価
	範囲 ※妥当性確認の範囲がプロジェクト計画書の範囲であることを記載すること	妥当性確認の範囲は、プロジェクト計画書に記載されている内容に加えて、プロジェクト計画書に関連する現場設備（排出源、計量器等）である。
	保証水準 ※妥当性確認の結果	合理的保証

	<p>論を意見として 表明する際に採 用した水準を記 載すること</p>	
<p>妥当性確認手続 ※現地審査の実施有無について記載 すること ※また、実際に実施した手続、スケ ジュールについて、サンプリング 手法も含めて記載すること</p>		<p>■現地審査を実施した（2014年11月10日に訪問） □サンプリングで現地審査を実施した（ 年 月 日に訪問） □現地審査を実施していない</p> <p>当社は、上記の妥当性確認の基準及び国際監査・保証基準審議会の 国際保証業務基準（ISAE）3000「過去財務情報の監査又はレビュー 以外の保証業務」、同基準 3410「温室効果ガス報告に対する保証業 務」に準拠して妥当性確認を実施した。審査機関向け実施規程は、 プロジェクト計画書が算定ガイドラインに従って算定・表示されて いるかどうかについて判断することを求めている。ISAE3000 及び ISAE3410 は、当社が、プロジェクト計画書に記載された温室効果 ガス排出削減量情報に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理 的保証を得るために、業務計画を策定し、業務を実施することを求 めている。ISAE3410 に準拠する妥当性確認は、プロジェクト計画 書に記載された温室効果ガス排出削減量情報の算定及び関連する情 報についての証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。手続 の種類、実施時期及び範囲は、当社の判断や、不正か誤謬かを問わ ず、プロジェクト計画書に記載された温室効果ガス排出削減量情報 に係る重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて選択適用される。当 社は、結論表明の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断 している。 サンプリングは単独サイトのため、実施していない。</p>
<p>修正・指摘事項及び解決方法 ※4 における結果を総括し、排出 削減量又は吸収量に影響を与える 可能性のある、主な指摘事項につ いて記載すること</p>		<p>本妥当性確認の過程での修正・指摘した事項は下記の通りであり、 本報告書発行日までに全て解決され必要な修正が行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト実施後における付随的な排出活動として方法論に定 められている廃棄物、副資材の収集運搬による排出の算定のための モニタリング活動量である車両の走行距離について、走行距離計に て把握できるものについては、当該機器により計測することとし、 それ以外については Google Map やマピオンキョリ測により持ち込 み毎に距離を算定、複数ルートの中から保守的に最長ルートを選択 し、これに運搬回数を乗じることにより算出することとした。 ・ベースラインにおける付随的な排出活動として方法論に定められ ている、埋立処分設備の稼動に伴う燃料、電力の使用による CO2 排 出量の算定のためのモニタリング活動量である、燃料使用量、電気 使用量について、当初はプロジェクト対象物以外の廃棄物の埋立処 分によるエネルギー使用量も含まれていた。これについては、埋立 処分設備全体に係る電力使用量を把握し、そのうち、プロジェクト 対象となる廃棄物分を処分場の全受入分から按分することにより算 出していた。 ・埋立処分された廃棄物の分解により発生する CH4 の排出係数（EF BL,CH4_1～3）については、食べ物くず、木くず（一般廃棄物）を 処分していた土別最終処分場については仕様上は準好気性である が、構造につき通気孔が 3 箇所しか設置されておらず（面積 53000m²）、環境省の指針（廃棄物最終処分場の性能に関する指針に ついて：環廃対 726 号 H14.11.15 改訂）を満たさず（2000m² 毎に

		1 箇所)、また 3 箇所の通気孔は実状として蓋がされている状態であり、このことから実質的に嫌気性の状態にあるとすることは適切と判断した。なお、下水汚泥を処分していた産業廃棄物処分場については準好気性として計算している。
妥当性確認結果	確認結果	■無限定適正 □不適正 □意見不表明
	意見・結論 ※4 における結果を総括し、確認結果における意見の理由を記載すること	当社が実施した手続及び入手した証拠に基づいて、プロジェクト計画書に記載された温室効果ガス排出削減量情報は、誤りの合計値が重要性の基準値未満であり、本制度の規程類に従って作成されていた。